

## 令和5年度こども家庭庁事後評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度こども家庭庁事後評価実施計画を定める。

計画期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間とする。

同条第2項各号の事後評価の対象となる政策については該当なし。